

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

2 八一年春季闘争

10 八一年春闘総括

八一年春闘にかんしては、日経連が大槻会長のあいさつで「実力以上の高額賃上げ」と批判、日本経済の将来に問題を残すと指摘しているのにたいし、労働側はおおむね妥当との評価を下している。「物価の上昇や労働者の生活実態からみれば不満」とはしながらも、「厳しい環境条件下では一応の成果」だとする。ところで、今次春闘総括における労働側の焦点は、「経済整合性路線」の評価にあるといえる。いずれの労組もなんらかのかたちで整合性路線にふれている。とくに鉄鋼労連は賃上げ総括とは別に回答表示と整合性について本部見解を示している。

総評

総評の今春闘総括は、労働者生活をささえるうえでぎりぎりの要求である「一〇%、二万円前後」の要求基準からすれば不満を残す結果であった、としている。その原因として「実質賃金の確保を重視するあまり、経営側の膨大な利益を吐き出させる視点が弱かった」と指摘している。

以下、第三回拡大評議員会議案よりかかげておこう。

【総評・八一年春闘総括(第三回拡大評議員会議)】

1 八一年春闘の特徴点

八一年春闘の特徴は、第一に政労間、労使間で争点となったように、内外における景気の後退に籍口して低額賃上げを押しつけようとする政府・財界と、物価の上昇による実質賃金の目減り回復を要求するわれわれとが真向うから対立する厳しい春闘となったことである。

特に昨年六月の衆参同時選挙で圧勝した自民党、政府、財界は、いよいよ結束を固め一体となって強い姿勢でのぞんできた。

さらに第二の特徴点は、インフレと不況の同時進行による財政的な矛盾が激化するなかで、いわゆる行政改革がらみの春闘として、厳しい合理化攻撃などとりわけ官公労関係労組にたいする圧力が例年になく強く、政治色の濃い側面をもつ春闘となった点である。

2 賃金・労働条件闘争について

(1) 要求について

賃金要求については総評のアンケート調査の結果によれば、平均的には三万円程度の要求に集約される。

しかし、細部に立ちってみれば、産別毎に、その置かれた状況や、歴史的なちがひ

による要求のちがいがみられるし、また、民間中小を多く抱えた地域春闘の集計では、二万円と三万円の要求があいなかばするという状況がある。

また、総評のアンケート調査をはなれてみても、単産ごとの業界状況のちがいによる要求のちがいがあるし、産別で中小を多く抱えたところでは、大手と中小の格差が拡大するなかで、産別として統一態勢を保つために、状況の厳しい中小に焦点をあてた要求にしなければならない事情のところもあるなど、さまざまに異なる事態がある。

われわれは、経営側の分断攻撃を排除しながら統一闘争を進めるためには、こうした事情にありながらも、要求についての統一的な基準をうち出さねばならない。
しかも、それは、厳しい低成長下の春闘情勢のもとでは、全労働者的な統一闘争をめざして、他の労働団体や横断共闘とも合意できるような要求基準でなければならない。

こうした観点から、春闘共闘として「一〇%・二万円前後」の統一要求基準を決めたが、これにもとづいて各単産が要求の統一に向けて努力したこと、および四団体レベルでも若干の幅を認めあいながらも大枠において要求を統一し、統一的な闘いを進めてきた点を評価しなければならない。

しかし、こうした要求の考えかたについては、さらに討論を深め、職場の末端にまで徹底するような配慮が必要である。

(2)賃上げの獲得水準について

賃上げの獲得水準については、厳しい労使、政労の対立のなかで、からくも実質賃金の確保すれすれの水準となった。

即ち、五月一二日のコンピューター集計の結果による妥結水準は算術平均、一四、一五九円(七・八%)でかろうじて八〇年度における消費者物価の上昇率と同率の賃上げとなったものの、加重平均では一四、〇六四円(七・七%)となり〇・一ポイント下まわった。

この結果は、「一〇%・二万円前後」のわれわれの要求基準が、今日の物価動向や税金などの非消費支出の増大からみて、労働者生活を支えるうでぎりぎりの要求であった点からすれば不満を残す結果となった。

また、昨年末の景気後退の影響で、不況産業業種に属する各組合や、中小組合の賃上げ状況は厳しいものとなり、産業、業種間、企業規模間の格差の圧縮は進んでいない。さらに、われわれは、新聞労連の賃上げ闘争などにみられるように、製造業的な規制が非製造業の分野にまで及んできはじめたことや、地域経営者団体の規制活動が強まる傾向に注目しなければならない。

(3)その他の諸要求について(略)

(4)日経連の主張について

日経連は今春闘のなかで賃上げ抑制のための規制を強めてきたが、宣伝活動の面でも積極的であった。これにたいして、われわれの側の反論や、相手の痛いところを突くような宣伝活動が不足していたことを反省しなければならない。

日経連は、われわれの要求が「過年度物価上昇率プラス α 」となっているから、八〇年度の賃上げと八〇年度の物価上昇率を対応させて「賃金が目減りした」というのはおかしいと主張した。

たしかに、われわれの要求と深いかわりをもつ物価の見方については過年度(今年で言

えば八〇年度)の平均物価上昇率を採用している。

物価上昇率をどうとるかについては、このほかに三月度における対前年同月比をとる考え方(いわゆる瞬間風速)、次年度の見込み上昇率をとる方式などがある。しかし、前者については点を押えることにしかならないし、後者については予測が困難であることなどから、このところ、労働側では物価動向を比較的正確につかみやすい過年度方式をとっている。

要するに、われわれが過年度方式を採用しているとしても、それは物価動向を把握する一つの手法にすぎないのであって、八〇年度の賃上げの際七九年度の物価上昇率で要求したから、八〇年度の実質賃金を論じてはならないというのは兎戯にひとしい。

また、日経連は「たしかに八〇年度の実質賃金は一・一%低下している。単年度ではそのようなことがあるとしても七六年～八〇年で計算すると七・五%の賃金の「目増え」だった」といっている。

しかし、これも「賃金目減り」を言うてはならないという論拠にはならない。なぜなら、国民総生産の伸びに応じて賃金の引上げを行うのは当然なことだからである。

さらに日経連は、八〇年度における物価の上昇は、石油価格の上昇という海外要因と冷夏、豪雪による農産物価格の値上がりによるもので経営者の責任ではないという。

石油価格の上昇は、たしかに海外要因にちがいないが、日本の経営者はその石油価格の上昇分を製品価格に転嫁しただけでなく便乗値上げをして史上空前の利益を手に入れている。国民ひとしく我慢せよというのであれば、今日労働者が実質賃金の低下で苦しんでいるように、経営者も利潤を低下させなければおかしい。

現実に経営側は利潤を増大させ、他方で労働者側は実質賃金を切下げられて石油価格の上昇分をカバーしたのであるから、経営側や財界が物価上昇にたいして責任がないなど言えない筋合いである。

農産物価格(野菜)の値上がりは、たしかに、経営者の責任とは言い切れないかも知れないが、日経連が声高に言うほど物価上昇率への寄与度は高くない。しかし、われわれは、政府の国民的視野にたった農業政策がなすすぎる点と、その結果のしわ寄せをうけるのは労働者だということを指摘しなければならない。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
